新しくお住まいになる方へ

引越しの準備と手続き

引越しの前後には、期限のある手続きがいくつもあります。いつまでに何をするかを、この1枚にまとめました。

引越しの前

	やること	いつまで	メモ
☐	いまの住まいの解約を連絡する（期限は契約書で）	1か月前まで	
☐	引越しの事業者に見積りを頼む	1か月前まで	
☐	粗大ごみを申し込む（市ごとに期限が違う）	3週間前	
☐	電気・ガス・水道の停止と開始を連絡する	2週間前	
☐	郵便の転居届を出す（届出日から1年間転送）	1週間前	
☐	市外から移るなら、元の市で転出届を出す	引越しの前	

入居の日

	やること	いつまで	メモ
☐	入居前に、新居の壁・床・設備の傷を写真に残す	鍵を受け取ったら	
☐	搬入に立ち会い、荷物の数と傷、壁と床を確かめる	搬入のあと	
☐	ガスの使い始めに立ち会う	予約した時間	

入居前の傷は、日付の分かる写真で残しておくと、退去のときの確認に役立ちます。

引越しの後

	やること	いつまで	メモ
☐	転入届（市外から）か転居届（同じ市の中）	14日以内	
☐	マイナンバーカードの住所を変える	転入届と一緒に	
☐	車検証の住所を変える・車庫の届出	15日以内	
☐	運転免許証の住所を変える	速やかに	
☐	銀行・カード・保険・携帯電話の住所を変える	郵便の転送が終わる前	
☐	荷物が壊れていたら、事業者へ通知する	引渡しから3か月以内	

期限は、総務省・道路交通法 第94条・道路運送車両法 第12条・自動車の保管場所の確保等に関する法律 第7条・日本郵便・国の約款で確かめた内容です。

大阪府内の市の窓口と期限

転入届・水道・粗大ごみの窓口と期限は、市ごとに違います。大阪10市の手続きシート：hikkoshi-hiyori-osaka.com/sheets/osaka/

引越しのひより（大阪の引越し）
大阪府内が引越し元か引越し先の、家財の引越しを承ります。見積料はいただきません。見積りは書面でお渡しし、契約の相手と事故の連絡先は当社です。荷物は、許可を持つ事業者をご依頼ごとに手配して運びます。

お見積り・お問い合わせ
hikkoshi-hiyori-osaka.com/contact/
info@hikkoshi-hiyori-osaka.com

この案内は、管理会社・不動産会社のご担当者が自由に印刷して配れるように、引越しのひより（運営：株式会社ビッグパートナーズ）が作りました。2026年11月版。最新版：hikkoshi-hiyori-osaka.com/sheets/